

一般社団法人 CIW 検査業協会 役員選挙規定

制定：平成 21 年 11 月 12 日

定款（抜粋）

（役員の種類及び員数）

第 29 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 13 名以下
- (2) 監事 3 名以下

2 理事のうち 1 名を一般法人上の代表理事とする。

3 代表理事を会長とし、必要に応じ応じ理事のうち若干名を副会長に、また、1 名を専務理事とすることができる。

（役員を選任）

第 30 条 理事及び監事は、正会員の中から総会の議決により選任する。ただし、必要と認められる場合は、1 名を限度として、正会員以外の者を理事に選任することができる。

2 総会が招集されるまでの間において、理事又は監事の本会代表者の変更及び欠員のための理事又は監事を緊急に選任する必要があるときは、前項の規定にかかわらず、理事会の議決を得て、これを行うことができる。この場合においては、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を受けなければならない。

3 代表理事、副会長及び専務理事は、理事会において理事の互選により選任する。

4 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

（総 則）

第 1 条 この役員選挙規定は、一般社団法人 CIW 検査業協会（以下、本会という。）定款第 29 条及び第 30 条に基づいて定める。

（選挙管理委員会）

第 2 条 役員選挙を実施するために、選挙管理委員会を構成する。

2 選挙管理委員会の委員は、会長、総務理事及び会長が指名する理事で構成する。

（役 員）

第 3 条 役員は、理事及び監事とする。

（定 員）

第 4 条 役員の定員は、理事 10 名及び監事 1 名とする。

2 各地区の理事の定員は、東日本地区 5 名、関西地区 3 名及び西日本地区 2 名とする。

(役員を選出)

第5条 理事及び監事は、正会員の中から正会員の投票で選出されるものとする。

(地区区分)

第6条 各地区の区分は、次のとおりとする。

- (1) 東日本地区：静岡県、長野県及び新潟県以東並びに以北
- (2) 関西地区：愛知県、岐阜県及び富山県以西並びに兵庫県以東
- (3) 西日本地区：中国、四国及び九州

(候補者名簿)

第7条 理事の候補者名簿は、本会に登録した所在地により、前条の地区区分により会員名称(会社名)を50音順に、登録所在地の都道府県名及び本会代表者名を記載し作成する。

- 2 監事の候補者名簿は、本会に登録した所在地により、会員名称(会社名)を50音順に、登録所在地の都道府県名及び本会代表者名を記載し作成する。
- 3 候補者名簿に記載する本会代表者は、定款第6条第2項に定める本会の目的を達成できる役職者とする。

(投票)

第8条 理事を選出するための投票は、候補者名簿に基づいて作成された投票用紙により各地区に定めた定員数を所属地区会員の無記名投票で行う。

- 2 監事を選出するための投票は、候補者名簿に基づいて作成された投票用紙により、全地区から1名を会員の無記名投票で行う。
- 3 前各号の投票において、定員数を超えた投票は、いずれの場合もこれを無効とする。

(開票)

第9条 開票は、選挙管理委員会の委員が立ち会うものとする。

(当選者の決定)

第10条 理事の当選者は、各地区毎に得票順に定員数までとする。

- 2 監事の当選者は、理事に当選した者を除いた得票順とする。
- 3 理事及び監事ともに補欠候補者として、次点者・次次点者を同時に決定する。
- 4 前各号において得票数が同数となった場合は、いずれの場合も年長順に当選とする。
- 5 前第1号及び第2号の当選後の本会代表者の変更は、理事会の議決を得てこれを行うことができる。ただし、当該理事会開催後最初に開催する総会において承認を受けなければならない。
- 6 前第1号及び第2号の当選後の本会代表者の辞任は、前3号による補欠候補者を繰上げてそれぞれの当選者とする。ただし、選任後最初に開催する総会において承認を受けなければならない。

(この規定の改廃)

第 11 条 この役員選挙規定の改廃は、理事会の議決を要するものとする。ただし、遅滞なく通常総会に報告するものとする。

この役員選挙規定は、平成 21 年 11 月 12 日に開催の平成 21 年度第 1 回理事会において承認されたものである。